

をかせいでおり、単独の租税では約1兆円のたばこ税に相当するものです。

Ⅲ. 判例動向

交際費については特に損金算入となる隣接諸費用との区別の問題がありますが、現在では通達で相当整備されており、また過去の判決例から実務的には重要な判断の要素が示されており、本日は29例用意しましたので、簡単に解説します。

1. 昭38.4/19長野地裁、昭39.11/25東京高裁

租税特別措置法制度のもとでは、利益増加のために支出した費用であることを理由に、交際費の損金性を主張することはできないとした事例。交際費課税制度はまさに特別法によりその損金性を否認するものですから、制度内における解釈からは必要経費を主張しても認められません。すなわち、これは本日の講演の結論ですが、立法論的に解決するしかありません。

2. 昭44.11/27東京地裁

交際費等と広告宣伝費との区分で、事業関係者等には不特定多数の者を含まないとした事例。これは有名な事件で興安丸事件といわれますが、戦後引揚船だった興安丸を遊覧船としてお披露目するにあたり、当初事業関係者にご案内をだしたところ、5万人もの人が集まってしまい、結果としてその数の多さは不特定多数と考えられ、特定の事業関係者に対するご招待というよりも、一般に対する広告宣伝的效果が主たる目的として認定されました。

3. 昭50.2/14京都地裁、昭52.3/18大阪高裁

同族会社の代表取締役の結婚費用等は交際費等ではなく役員賞与であるとした事例。係争年度は昭和42年で、当時723,401円の結婚費用がかかっており、納税者はこれを会社の交際費としましたが、これは判決どおり役員賞与で問題がないと考えます。結局、わが国の法人は中小

同族企業が圧倒的に多く、このような個人費用のつけ回しが行われ、先に述べましたとおりプリンジ・ベネフィットとの濫用が行われていたのです。なお、社葬費用は福利厚生の性格を有するものとして、これは損金算入が認められます。

4. 昭50.6/24東京地裁、昭52.11/30東京高裁

交際費等は当該支出が事業遂行に不可欠であるかどうか、定額的な支出であるかどうかを問わないとした事例。これも有名な事件でドライブイン事件といわれますが、係争年度は昭和42年です。ドライブインが観光バスの運転手、ガイド、添乗員にチップとして300円をわたし、納税者はこれを乗客の誘導に対する対価として処理したところ、税務当局より運転手等の歓心を買うための心付けであるとされました。結論としては妥当な判決と考えますが、そのチップの対価性がたとえば契約によって示されている場合どのようになるかなど、対価性ある支出と交際費の区分という点で検討されるべき事例です。

5. 昭51.7/20東京地裁

交際費等はその費途が明らかであって、その費途が法人の業務の遂行に関連のあるものであることを要するとした事例。これは後の私の提案とも関係しますが、交際費としてその必要経費性を主張する場合、納税者は当然その立証関係で当該支出の目的、相手方の名称、接待の内容等を明らかにしなければなりません。本件は食糧庁関係者に対するマージャン接待でしたが、その費途を明らかにできなかったのでしょうか。現行法人税基本通達9-7-20にあるとおり、費途不明の交際費は当然損金不算入です。

6. 昭53.1/26東京地裁

婦人団体等の役員を温泉地一泊旅行に招待した費用は交際費等であるとした事例。これも有名な事件ですが（ハナシン事件）、実体のある会議費と交際費の区分ということで、現在におけるの取扱いの元となった事件です。本件は熱

海、箱根の温泉地で工場見学1時間、寝具取扱商品の説明1時間半といった程度の販売会議を行い、昭和44年当時1回250人から450人の参加で約4,200万円といった大きな金額の事件でしたが、税務当局はその全額を交際費として否認しました。その判断自体は妥当なものと考えますが、現在ではたとえば、販売会議、商品説明会のタイムスケジュールが明確に管理され、しかも2〜3時間程度といった内容ではなく、相当程度の時間をかけた十分な説明会等が行われるのであれば、これは「実体のある会議」として認められ、その部分にかかる費用まで交際費として否認されることはありません。もちろんその晩における宴会費用、翌日のゴルフ大会等は交際費です。

7. 昭53.4/24東京地裁

交際費等の支出が帳簿に記載されていても、その内容及び相手先等を裏付ける説明、資料がないときは交際費等の損金計上を認めないとした事例。中小企業については現在でもいわゆる定額控除があり、当時は定額控除に資本金基準があったときですから、一定限度額の交際費は交際費としてその内容が証明される限り損金算入が認められました。本件は相手先が暴力団員であったためその証拠がとれなかったのですが、[5]の事例と同じように今後、交際費の立証関係は明確に行われなければなりません。

8. 昭55.2/29東京地裁

交際費等と広告宣伝費との区分に関する事例です。ゴルフ大会576万円の支出を広告宣伝費として会社は処理しましたが、相手先が特定の顧客だけということで交際費となりました。特にその判断に問題ははありません。

9. 昭55.3/10東京地裁（刑事）

売上額につき公表金額と差引修正金額に差が生じたことに伴い、交際接待費も増加しているとして損金算入を主張した被告人の主張は認められないとした事例。売上隠蔽が発覚し、当該売上高の認定を行うならば交際費の増額も認定すべきであるという主張ですが、売上増加と交

際費の因果関係は気持的には充分理解できますが、比例的に増加するものではなく、やはり個々の費用の立証に基づく計上が絶対条件であると考えます。

10. 昭55.4/21東京地裁

従業員等の慰安のための忘年会と交際費等の判定。福利厚生費としての通常性、一般性が争点ですが、あとで類似の判決がありますので、そこで解説します。

11. 昭55.6/9大津地裁

景品付招待付販売の費用は交際費等であるとした事例。これは現行措置法通達61の4(1)〜5にあるとおりで、景品としての少額物品はよいが本件はそれを旅行で行ったものであり認められないとするもので、妥当な判断であると思います。

12. 昭55.6/28東京地裁、昭56.5/28東京高裁、昭57.11/30最高裁

ホステス引抜き募集費を役員慰安の交際費等と認定した事例。最高裁までいった事件ですが、売上増加の目的からお客がついているホステスを引き抜くことはきわめて直接的な手段ですが、結果としてその行為のどこまでが募集費でどこまでがその役員慰安に関係していたかが争点となり、裁判では結局納税者が負けましたが、オール・オア・ナッシングではなく、事業関連性の観点から、一部募集費を認定する柔軟な姿勢が必要であったと考えます。

13. 昭55.10/22東京地裁

交際費の使途、贈与先が不明な場合の損金性の否認。本件は政治家に対するお中元、お歳暮のギフトチェック代の問題でした。

14. 昭56.4/1東京地裁、昭57.7/28東京高裁、昭60.9/27最高裁

交際費等に該当する支出の相手方には従業員も含まれるとした事例。現行制度の交際費等の定義によると、交際費の支出の相手先は得意先、仕入先その他事業に係る者等となっており、カッコ書きで専ら従業員の慰安のための費用を除くとしています。そこで本件は「事業に

関係のある者等」の「等」には当該法人の役員、従業員も含まれるとしたものです。現行制度の解釈上、最高裁の判断が本件で示されましたが、私が想定する交際費にはおよそ役員や従業員を支出の相手先には含めません。あとで説明しますが、これらはFRINGE・ベネフィット課税で取り扱われるべき問題と考えます。

15. [14] と同一事件

代表者一人による飲食代金に交際費を認定した事例。納税者は機械整備工事を営む法人で、夜間や土日に従業員を慰安することがあり、その二次会として社長が一人で飲食した場合の費用が本件で問題となりました。一審はこれを役員賞与としましたが、二審では交際費は二次会までも含むものとして全体を交際費としました。しかし、私はまさにこれは当該役員に直接帰属するFRINGE・ベネフィットであり、一審の判断が正しいものと考えます。

16. 昭57.8/31東京地裁

従業員に係る福利厚生費の交際費等からの除外基準（創立記念祝賀会事件）、本件は社外の一宴会場で30周年記念祝賀会を行ったところ、一人12,000円程度の費用が通常性ある福利厚生費となるかどうか争点でした。結局、社外で行われたこと、金額が高いということで交際費となりました。しかし、この程度の内容のものは福利厚生費として認めるべきです。

17. 昭58.4/8仙台地裁（刑事）

工場見学にきたスーパーの仕入担当者の足代負担は交際費等であるとした事例。本件では部長クラスに10万円、課長クラスに5万円、その他に3万円を一律に現金で支給したもので、これは交際費でよろしいと思います。

18. 昭61.12/17東京地裁

情報提供料と交際費等の認定基準。本件は不動産仲介業者がいわゆる地元の土地精通者に情報提供料として金銭を交付したところ、対価性はないとして交際費とされた事件です。情報提供料と交際費の区分は現行措置法通達61の4(1)～8にあるとおりでよろしいと考えます。

19. 平元9/22東京地裁

支出先の不明な企業機密費は交際費等として損金に算入される余地はないとした事例。

20. 平元10/5東京地裁、平2.8/30東京高裁、平3.4/23最高裁

法人の従業員に個別に提供された酒食の費用は交際費等であるとした事例。本件はいわゆるサラ金業界では従業員の定着率がよくないので、食事を通じて意志の疎通を図ったところ、飲食を主体とする料理店等での会議は通常ありえないし、福利厚生費の点からは金額的に通常認められるべき範囲を超えるものと判断され、交際費と認定されました。

21. 平元12/18東京地裁…… [24] と同旨

22. 平2.3/23東京地裁

二以上の法人が共同して交際行為を行った場合の交際費等の認定。納税者は外国洋酒メーカーの日本総代理店としてレミー・マルタン等の販売を行っていましたが、わが国での接待において外国洋酒メーカーと共同して接待を行った旨主張したところ、接待行為の主体は原告であると認定され、共同接待の主張が否認されました。この事件は後で関連箇所に取り上げます。

23. 平2.5/31東京地裁

外国船会社の日本における海運代理店である法人に交際行為の主体を実質的に認定した事例。[22] と同旨。

24. 平2.11/19浦和地裁、平3.4/24東京高裁、平3.10/11最高裁

交際費支出額の判定上、工場社屋落成の記念行事に係る交際費等からお祝金を控除することはできないとした事例。本件は記念行事のパーティを行った場合、これは交際費になるとしても、お祝金はいわば会費制パーティのように招待客が一部費用を負担してくれるという意味で、差し引き金額だけが税法上の交際費支出額であるとして申告したところ、交際費は支出全額で判断し損金不算入、お祝金は雑収入として益金算入になるという事件です。言葉は悪いですがいわゆる「往復ビンタ」です。現行制度上解釈

としてはやむを得ませんが、お祝金を支払った相手方も実は交際費課税が行われたとなると、3回課税されることになりますので、やはり問題であると考えます。

25. 平2.12/20大阪地裁

会議費と交際費等の区分。[20] と同旨

26. 平4.1/22大阪地裁

工場見学招待費用と交際費等の認定。これは原告が一部勝訴した事件ですが、[6] の事件の通り、実体のある工場見学についてまでこれを交際費として否認する根拠はなく、本件はその部分で原告が一部勝訴しました。

27. 平4.9/30横浜地裁、平5.6/28東京高裁

中古自動車の競り売り開催業者の支出したオートオークションにおける抽選会の景品購入費用は交際費等であるとした事例。

28. 平4.11/25神戸地裁、平5.8/5大阪高裁、平6.2/8最高裁

従業員に対して支出した社外における飲食代は福利厚生費及び会議費ではなく交際費等であるとした事例。本件は社外の焼鳥屋、焼肉店、ステーキハウス、割烹店での会議はおよそ会議の体をなしていないものとして否認されたものです。事実認定の問題ですがやむを得ないと考えます。

29. 平7.10/13静岡地裁、平8.10/30東京高裁

取引先店舗の開店祝いの花輪代が交際費等と認定された事例。事件の内容としては冷凍機メーカーが得意先の開店祝いに社名付きの花輪を贈呈しこれを広告宣伝費として処理したところ、交際費等として否認されたものですが、現行制度の解釈上は妥当なものと考えます。ただし、問題はパチンコ業界に対する取扱いとして、昭和52年5月13日付法人税課情報14号として、花輪代は販売奨励金としていることです。法律や政令、通達による規定ではなく、内部の取扱いでそのようなことを定め、特定の業界についてはその慣行を重視するとして販売奨励金とし、一般の業界には認めないとする姿勢に問題がある

と考えます。

30. 平14. 9/13東京地裁、平15. 9/9東京高裁

交際行為とは、一般的に見て、相手方の快楽追求、金銭や物品の所有欲などを満足させる行為をいうと解されるが、製薬会社が大学の付属病院及び国公立病院の医師等に対し英文の医学論文の添削業務を行い、海外英文添削発注費と添削料収入に差額が生じても、当該差額負担サービスは、研究者らが海外の医学雑誌等に発表する原稿の英文表現等を添削し、指導するというものであって、学問上の成果、貢献に対する寄与であり、このような行為は、通常の接待、供応、慰安、贈答などとは異なり、それ自体が直接相手方の歓心を買えるというような性質の行為ではなく、欲望の充足と明らかに異質の面を持つことが否定できず、むしろ学術奨励という意味合いが強いと考えられるので、英文添削差額負担額は交際費等に該当しないとした事件。なお、第1審では納税者が敗訴したが、第2審では逆転勝訴となった（萬有製薬事件）。